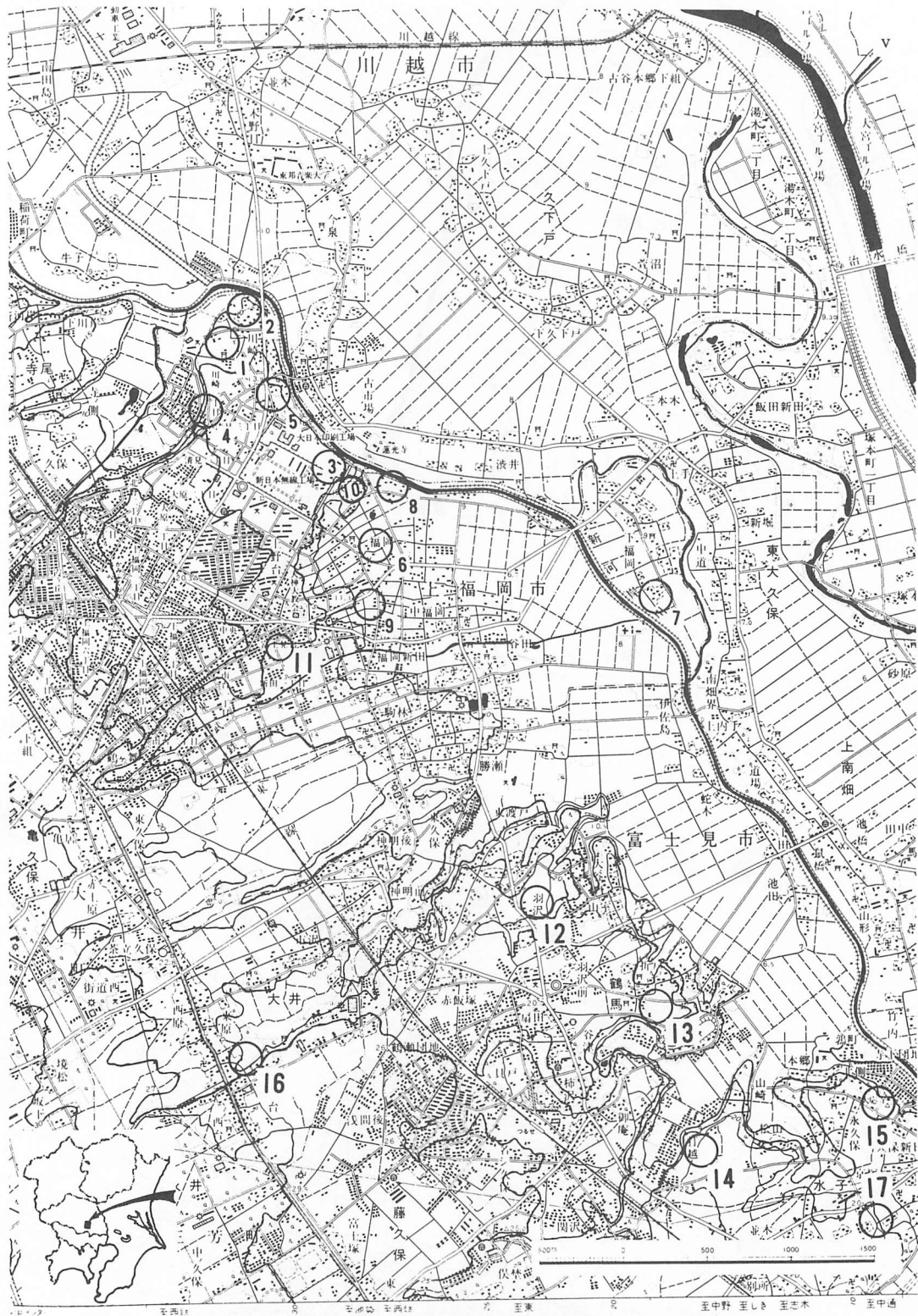


郷土資料第26集 埋蔵文化財の調査(Ⅲ)

正 誤 表

郷土資料第26集「埋蔵文化財の調査(Ⅲ)」に次のような誤りがありましたので、お詫びして訂正させていただきます。

ページ	行 (上から 下から)	誤	→	正
13	上18	口縁線	→	口縁部
14	下2	溝状構造	→	溝状遺構
27	下13	時間を経て	→	時間を経た
36	下4	(第27図参照)	→	(第26図参照)
41	第31図	(欠落)	→	(第31図最下の垂飾品に番号 <u>6</u> を付す)
43	上4	重飾品	→	垂飾品
43	上7	黒輝石	→	黒曜石
43	上11	黒輝石	→	黒曜石
47	上1	類似して <u>いない</u>	→	類似して <u>いる</u>
48	下15	繊維の <u>単系</u>	→	繊維の <u>単糸</u>
51	上4	底 <u>辺</u> 周辺	→	底 <u>部</u> 周辺
53	上5	所沢市 <u>域</u> 遺跡	→	所沢市 <u>城</u> 遺跡
53	上10	撚糸文、 <u>土器</u>	→	撚糸文土器
53	上11	とされる。 <u>口縁</u> に	→	とされる口縁に
53	上14	幾 <u>可</u> 学的	→	幾 <u>何</u> 学的
58	下4	「ゆがみ」をしていて	→	「ゆがみ」を <u>な</u> していて
62	上3	<u>堅</u> 穴	→	<u>堅</u> 穴
62	上10	主 <u>柱柱</u> の固定	→	主 <u>柱</u> の固定
68	下4	住居方位を	→	住居方位と



- 1.川崎遺跡 2.川崎貝塚 3.上福岡貝塚 4.川崎横穴群 5.ハケ遺跡
 6.長宮遺跡 7.城山城跡 8.丸橋遺跡 9.松山遺跡 10.滝遺跡 11.富士見台横穴群 12.羽沢遺跡 13.黒貝戸遺跡 14.打越遺跡 15.水子大
 応寺前貝塚 16.大井戸跡遺跡 17.東台遺跡

第1図 遺跡位置図(1)



第2図 遺跡位置図(2)

I 発掘調査に至る経過

上福岡市は東京に至近距離という地理的条件から、小規模開発の波は激しかったが、ここ2・3年は、年間を通して開発も一定の数に限定されてきた。開発規模も200㎡以下が最も多いようである。

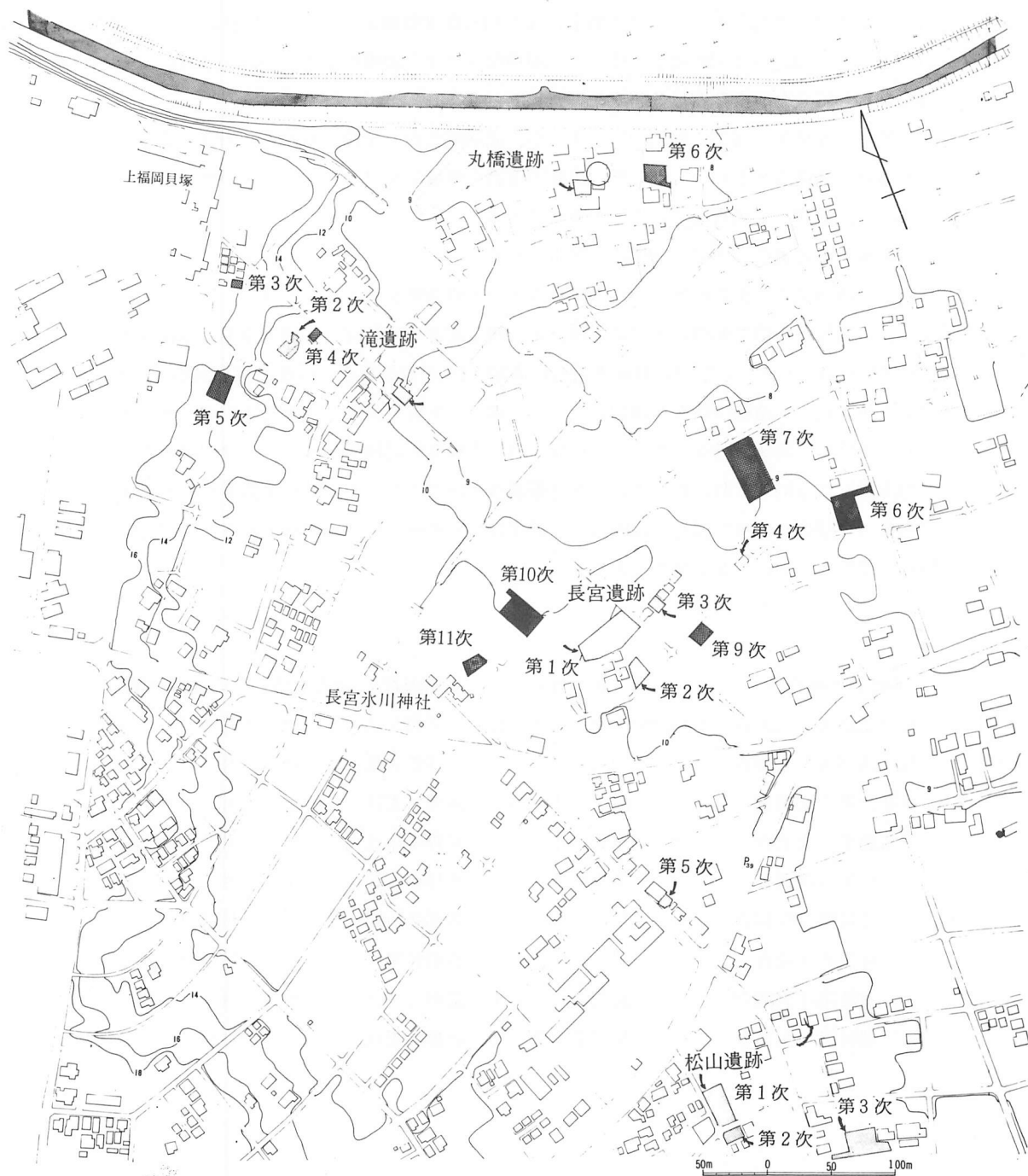
これまで、上福岡市は国庫補助を受けて小規模開発に伴う調査を2年にわたって行なってその報告書を刊行してきた。今年度は3年次の調査にあたる。

上福岡市は面積60万㎡で、面積的には狭いが、武蔵野台地の東縁にあたり、周知の遺跡として数えられるのは58箇所と多い。しかしその周知の遺跡も埋蔵文化財の性質上、その周辺地区も遺跡として含めて、検討して調査しているのが現状である。

今回の報告する遺跡は下記の9箇所の調査である。

これらの遺跡調査に至る経過は、庁内関係課との連絡調整をすることで行なった。すなわち、農業委員会事務局から農地転用許可申請段階、また建設部都市建設課から開発事前協議建築確認等の申請段階でそれぞれチェックされ、教育委員会に通知され、教育委員会は再度、遺跡地図と照合のうえ現地調査を実施し、遺跡の状況を確認したうえ、遺跡に影響を及ぼすとみなされる工事主体者（原因者）に連絡し、協議を行なった。その結果、教育委員会が記録保存のための発掘調査を工事主体者（原因者）から依頼され、教育委員会が発掘調査主体者となって調査を実施することになったものである。今回の9箇所の調査の原因は、宅地建設が6箇所、住宅の増築1箇所、資材置場建設が1箇所、農地の天地返しが1箇所である。

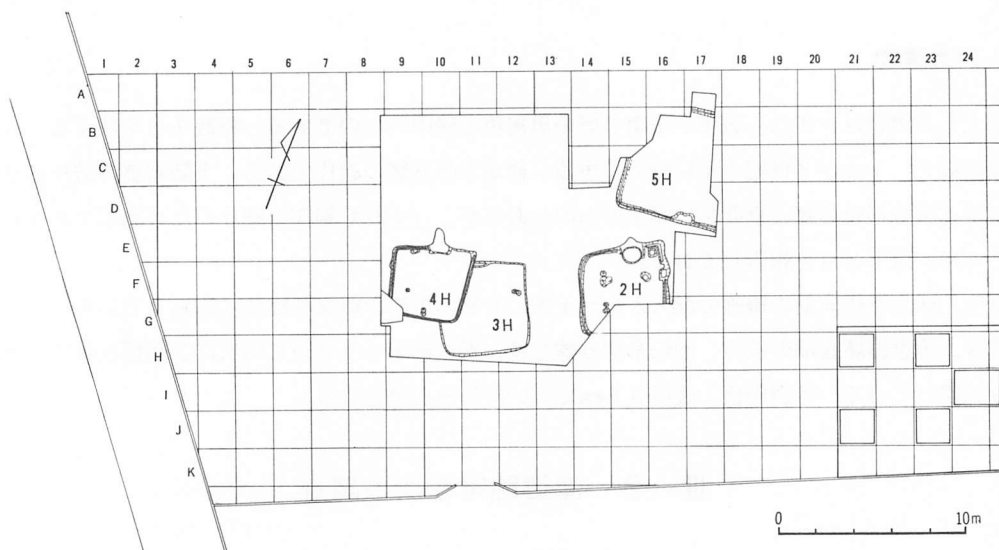
（遺跡名・調査区名）	（所在地）	（原因者）	（調査面積）	（調査期間）
1 長宮遺跡第6次調査	上福岡市中丸1-4-13	中平昌久氏	515 ㎡	4月23日～4月24日
2 長宮遺跡第7次調査	” 中丸1-3-6	宮寺崇夫氏	869 ㎡	5月13日～5月31日
3 滝遺跡第3次調査	” 滝1-4-15	武田 宏氏	76 ㎡	6月27日～7月3日
4 滝遺跡第4次調査	” 滝1-4-1	星野幸裕氏	105 ㎡	7月7日～7月10日
5 滝遺跡第5次調査	” 滝1-3-21	小林精五氏	330 ㎡	7月25日～7月29日
6 長宮遺跡第9次調査	” 長宮1-4-10	古都満旨路氏	200 ㎡	9月21日～9月30日
7 滝遺跡第6次調査	” 滝3-3-6	谷田保男氏	166 ㎡	11月19日～11月30日
8 長宮遺跡第10次調査	” 長宮2-3-4	富田元子氏	485 ㎡	12月5日～12月15日
9 長宮遺跡第11次調査	” 長宮2-2-10	近藤治光氏	117 ㎡	12月16日～12月18日



第3図 遺跡地形図



第19図 滝遺跡（第2、3、4、5次）実測図（1/800）



第20図 滝遺跡第2・4次調査全測図 (1/400)

Ⅲ 滝遺跡第3・4・5・6次の調査

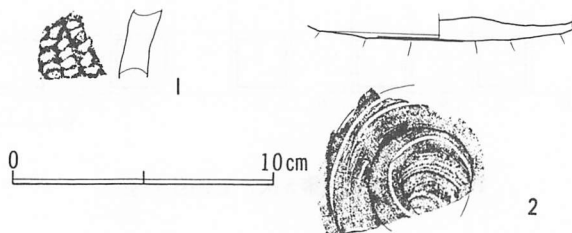
Ⅲ-1 滝遺跡（第4次）の調査

1. 調査の経過と遺跡の立地

今回の調査区は、第2次調査時においてグリッドを設定したときの21～24区とH～K区にあたる。第2次調査区では、4軒の住居を確認している。今回の調査区は、第2次調査区より東側にあたり、標高も、50cm程低くなっている。第2次調査区については「埋蔵文化財の調査(Ⅱ)」を参照されたい。

調査は第2次調査区において設定した、境界杭から延長して同じグリッド番号を設定した。

昭和55年7月7日に調査は開始され、表土及び第2層中より数片の遺物が出土した他に、何等遺構は確認されていない。7月10日に埋め戻しに入り、調査を終了する。



第21図 滝遺跡第4次出土遺物 (1/3)

2. 出土遺物

出土した遺物はいずれも表土から第2層の黒褐色土層中のものである。総数7点を数える。うち2点が縄文。1点が8世紀中葉以降の須恵器、他が土師器甕の破片である。土師器甕の破片には、いわゆる国分期の薄甕と真間系の厚手のものがあるが、いずれも胴部の細片のため図示できない。ここでは、以下2点を報告しておく。

1は、縄文時代前期の繊維の混入された土器。LRの単節の縄文を横位に回転している。

2は、須恵器坏底部の破片。回転糸切り離し後、周辺部をヘラで同じ円状に2回転させて、ヘラ削り調整している。色調灰色。底径9.8cmくらいになると思われる。

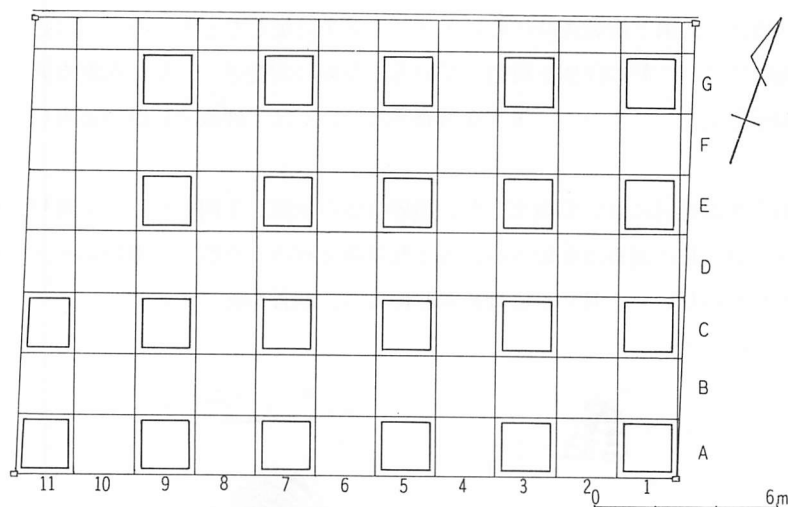
Ⅲ—2 滝遺跡第5次の調査

今回の調査区は、第2次調査区より西側約40mの地点である。北側に宅地があり、その宅地と約2m程の段差がある。宅地の方は土盛り等を行って、高く「ひな段」を形成している。

当調査区は、ゆるく南側に斜面になっている畑地である。

調査は、土地境界にそって東西に1～11区、南北にA～G区として2mの区画のグリッドを設定した。

調査は、7月25日にグリッドを設定して開始され、7月29日に遺構の検出のないまま、埋め戻しを完了して、無事調査は終了した。



第22図 滝遺跡（第5次）全測図（ $\frac{1}{250}$ ）

(2) 古墳時代の集落

①前期

権現山遺跡1号住居跡(旧滝遺跡第3次5号住居跡)(第2-38図)

コーナー部分のみの確認にとどまった。住居規模は不明。床面は軟弱である。壁高30cmで、周溝は南壁に認められている(文献39)。

出土遺物(第2-38図)は、床面より、口唇部に刻み目が施され脚部を欠く台付甕(1)、内面にススが付着し胴部上半を欠く台付甕(2)が、ピット内より小形坏(3)が出土している。

権現山遺跡第1次2号住居跡(第2-38図)

溝2と4号周溝墓とによって半分が破壊されている。長辺4m、短辺3m20の長方形である。壁高15~20cm。床面下の掘り方は、南東側床面下には施されていない。焼失住居で、覆土中に焼土が堆積し、中央部床面の一部が焼けているが、壁周辺は焼けていない(文献43)。

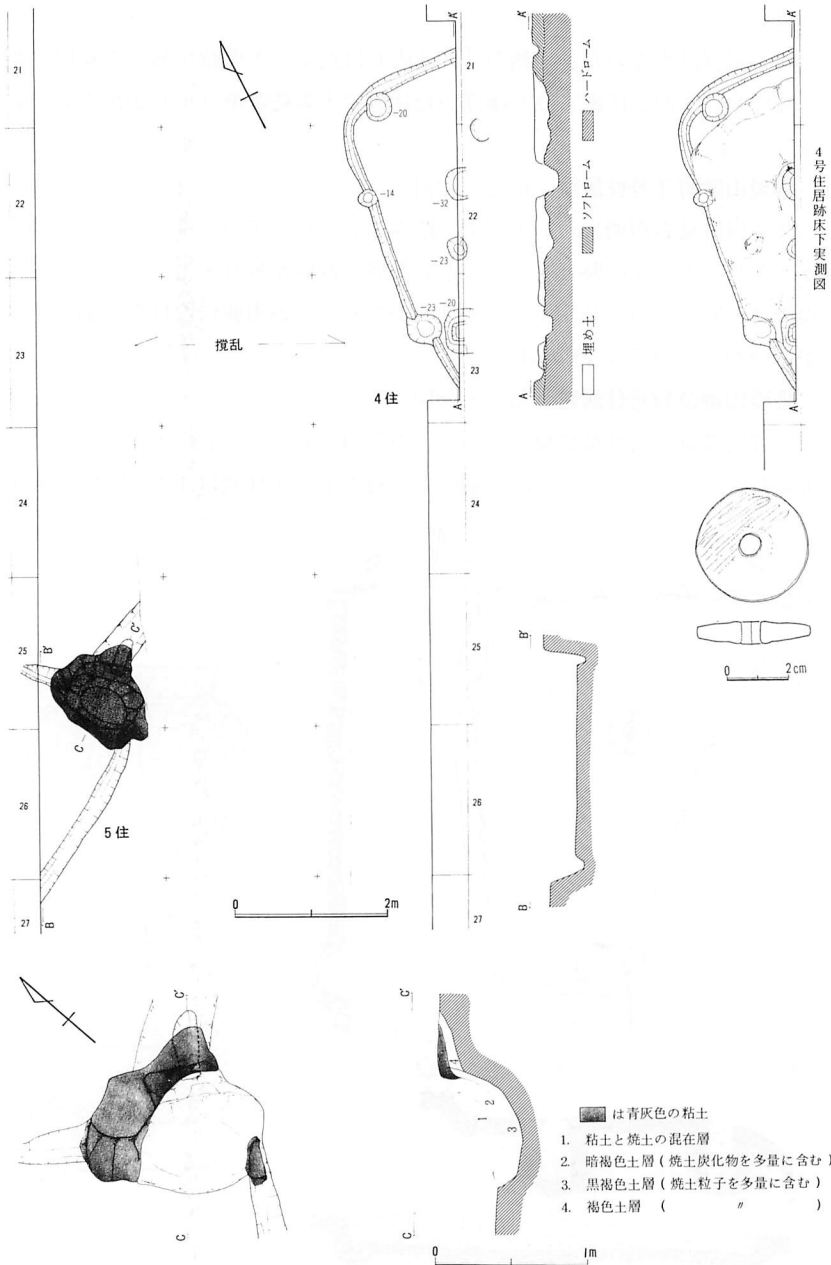
出土遺物(第2-38図)は焼土と床面との間層中に見つかったものである。高坏の口縁部破片(1)、内面に輪積痕がある壺胴上半部破片(2)、台付甕の脚部破片(3)である。

権現山遺跡3号住居跡(第2-28図)

7号周溝墓の墳丘直下に確認された。範囲確認のための調査であったので、全体を調査していない。長軸5m60、短軸4m70の長方形である。壁高40cm、周溝は全周するものと思われる。柱穴は見つかっていない。中央北側に地床炉が確認された(文献44)。

権現山遺跡第4次4号住居跡(第2-39図)

表土から非常に浅いところで見つかった住居跡であり、床面は地表面より約50cmで確認された。西側の壁と北側の壁の一部のみの確認であるが、隅が丸みを帯び、周溝が全周するとみられる。周溝は幅15cmであり、周溝中に周溝より大きいピットが2ヶ所見つかっている。床面下の調査をしたところ、北壁より内側に床下の構築面が現れた。凸凹が激しいが、楕円形にめぐるものと思われる(文献46)。



第2-39図 権現山遺跡4号・5号住居跡・出土遺物〈1/100・1/50・1/2.5〉

Ⅱ 考 古

床面に数基のピットが見つかったが、主柱穴と断定できるものはない。カマドは北壁の中央に設置されている。カマド袖の芯として土師器甕が倒立されている（文献45）。

出土遺物（第2-45図）は、カマド袖から土師器甕（2・4）、焚口部付近から土師器甕2個体（1・3）、貯蔵穴南方の床面上から土師器小型甕（7）、覆土からも土師器甕（5・6）が見つかった。その他、坏の細片が数点出土している。住居の時期は出土土器から6世紀第4四半期になると考えられる。

（3）飛鳥・奈良・平安時代の集落

権現山遺跡第4次5号住居跡（第2-39図）

東隅のみの調査にとどまる。ローム面から床面までは約45cmの比較的深い住居跡である。床面は良く踏み固められていた。カマドはコーナー部分に設置されていた。出土遺物は、平安時代国分期の土師器甕の破片、須恵器坏の破片、土製支脚などが出土している。他にも覆土中から鉄滓が数点見つかり、小鍛冶に関係した住居跡とみられる（文献46）。

権現山遺跡第4次6号住居跡

調査区の南東隅に床面だけを確認した。出土遺物は須恵器の破片が数点出土したにとどまった（文献46）。

○権現山遺跡1988年調査区（旧上福岡貝塚）

（第2-46図、文献50・本書）

権現山遺跡1988年調査区1号住居跡（8号住居跡）（第2-47図）

東西3m40、南北3m20の方形である。周溝はほぼ全周している。柱穴は見つからない。カマドは東壁のほぼ中央に設置されている。南側には掘られた痕跡があった。

出土遺物（第2-47図）は、土師器甕がカマド内より（1）、カマド前面より（2・3）確認され、カマド左側より白色針状物質を多量に含んだ須恵器坏（4）と右側より続比企型坏（5）が出土した。

権現山遺跡1988年調査区2号住居跡（9号住居跡）（第2-48図）